

告 示

埼玉県告示第千五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百四十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部及び五千七百九十五番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアン化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

